

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成26年9月19日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 西川委員 間野委員 坂本委員 長島委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 26 年 9 月 19 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
第 55 回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校 合同体育祭の開催について
横浜市小学校理科研究会協力による教室実施報告について
- 3 要望審査
受理番号 6 教科書採択における採決方法等に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 41 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
教委第 42 号議案 学校運営協議会委員の任命について
教委第 43 号議案 第 31 期横浜市社会教育委員の委嘱について
教委第 44 号議案 貸金返還請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について
教委第 45 号議案 教職員の人事について
教委第 46 号議案 教職員の人事について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。8月22日の会議録の署名者は間野委員と私です。

会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、前回9月5日の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 9/9 市会本会議（第2日）一般質問
- 9/10 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 9/18 市会本会議（第3日）議案議決、決算上程

報告いたします。

市会関係についてですけれども、9月9日に市会本会議の一般質問がございました。

9月10日にこども青少年・教育委員会が開催されまして、教育委員会関係の審議がございました。請願の審査が1件出されておまして、「修学旅行中における生徒の言動に関する事実関係の調査等について」、事務局から調査結果を報告させていただき、請願は不採択となりました。

報告事項として何件かありました。「平成25年度実績横浜市教育委員会点検・評価報告書について」、また「横浜市中期4か年計画（2014～2017）素案について」は政策局とともに説明をいたしました。それから「横浜市教育振興基本計画素案について」、「教育委員会制度に関する法改正について」、「中学校昼食に関する調査結果について」、「横浜市中企業振興基本条例に基づく平成25年度の取り組み状況について」、報告をいたしました。

9月18日は市会本会議がありまして、議案議決と決算上程がありました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 9/9 初任教員研修（瀬谷公会堂）における委員長講話（第2回目）
- 9/10 よこはま子どもピースメッセンジャー委嘱式

(2) 報告事項

○第55回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校 合同体育祭の開催について

○横浜市小学校理科研究会協力による教室実施報告について

主な会議等ですけれども、9月9日に初任教員研修を瀬谷公会堂で行いまして、引き続き委員長に第2回目の講話をお願いいたしました。

9月10日は、よこはま子どもピースメッセンジャー委嘱式を市庁舎で行いました。市長賞受賞者4名を10月に国連本部等、ニューヨークに派遣をいたします。

9月17日に、教員養成を行っております大学等と、教員の養成、育成につきまして協定を締結いたしました。各大学の学長と私との協定ということになります。既に結んでおりました1校を含めまして、43校の大学等と協定を結ぶことになりました。

そのほか報告事項ですけれども、第55回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校の合同体育祭が開催されまして、後ほど所管課から説明をいたします。

2点目の報告事項になりますが、横浜市小学校理科研究会の協力による教室実施報告につきまして、後ほど所管課から説明をさせていただきます。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、御質問がなければ、別途所管課から説明とありました「第55回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校 合同体育祭の開催について」、説明をお願いします。

入内嶋指導部長

おはようございます。指導部長の入内嶋でございます。お手元の資料を御覧ください。第55回横浜市立中学校個別支援学級・特別支援学校の合同体育祭につきまして、担当の和内課長から御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

和内特別支援教育相談課長

特別支援教育相談課長の和内でございます。よろしくお願いたします。

平成26年9月25日木曜日、午前9時30分開始ということで、中学校の個別支援学級・特別支援学校の合同体育祭が実施されます。雨の場合には、26日金曜日、翌日に延期となります。場所は三ツ沢陸上競技場のメイントラックでございます。スローガンは『みんなで応援、みんなで参加、力を合わせてがんばろう！』でございます。

内容ですけれども、中学校個別支援学級・特別支援学校の全校が集まる合同体育祭で、今回第55回目を迎えました。競技種目は、個人としましては短距離走やフィールド競技、持久走がございます。また、学校対抗のものとしては、400メートルリレーの競技がございます。

今年度ですけれども、間野教育委員が代表幹事を務めていらっしゃいます横浜市体育協会の横浜こどもスポーツ基金から御支援をいただけることになりました。運営経費の助成や人材の紹介を受けることとなります。

この基金ですけれども、ジョンソンという水回りの洗剤を扱っている会社がスポンサーとなっております。具体的な支援といたしましてはビブスやバトンなどの購入費、ボランティアの紹介とその報償費、そして、ゲストの招聘とその費用となっております。

当日のゲストとしまして、パラリンピアン鈴木徹さんをお招きすることとな

りました。義足での走り高跳びの選手で、日本人初の義足パラリンピアンとして、ここ4大会で連続入賞を果たしている方です。開会式で激励の言葉をいただき、お昼休みにはデモンストレーションで演技を御披露していただく時間を考えております。

今回、子供たちの競技以外でも内容はとても充実しております。横浜こどもスポーツ基金という強力なバックアップをいただきまして、新しいチャレンジが行えることとなりました。子供たちの喜ぶ姿が期待できます。

今回、市会の開催と重なって少し残念ではございますが、御都合がつかましたら是非、この機会に三ツ沢競技場にいらしていただき、子供たちの頑張る姿、また先生たちの指導の様子を御覧いただければと思っております。よろしく願いいたします。

今田委員長 ありがとうございます。所管課から説明が終わりましたが、何か御質問等ございましたらどうぞ。

坂本委員 横浜こどもスポーツ基金という強力なサポーターが現れて、私もびっくりしたのですが、ほんの一言だけ、どんな基金なのか教えてくださいませんか。むしろ間野委員に伺ったほうが良いかもしれません。すみませんが、間野委員のお言葉からは是非お願いします。

間野委員 裏面に少し書かれているんですけども、市内にあるジョンソンという洗剤の会社が、横浜市体育協会に寄附をしていただきました。障害のある子供たちにスポーツを見たり行ったりする機会を市として提供してほしいということでありました。サッカーの試合観戦のため、日産スタジアムに連れて行ったり、他のプロスポーツを観戦に連れて行ったりする流れの中で、今回は特別支援学校の児童生徒たちを応援したいということで、拠出していただきました。

坂本委員 これは、ジョンソンの所有物といったらおかしいですが、ジョンソン以外の他の機関は入っていないのですか。

間野委員 まず最初はジョンソンから体育協会に寄附をしていただいて、体育協会内に基金をつくっています。

坂本委員 そうですか。そうしますと、他の方が参加していけば、だんだん増えていくわけですか。

間野委員 将来的にはそれを核にしながら、もっといろんな方から寄附を募ればと思っています。

坂本委員 ありがとうございます。良いお話です。

今田委員長 他にございますか。よろしいですか。御苦労さまでした。ではよろしく願います。頑張ってください。

それでは、御質問がなければ、次に「横浜市小学校理科研究会協力による教室実施報告について」説明をお願いいたします。

入内嶋指導部 それでは、引き続き、資料を御覧ください。はまぎんこども宇宙科学館で、夏

長	休みを中心に開催されまして、横浜市小学校理科研究会の協力による理科教室の実施報告ということで、担当の長谷川課長から御説明させていただきます。
長谷川指導企画課長	<p>指導企画課長の長谷川でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>はまぎんこども宇宙科学館と横浜市小学校理科研究会との連携による夏休み特別企画、実験教室の実施について、御報告をさせていただきます。</p> <p>初めに、連携事業の経緯ですが、昨年度、はまぎんこども宇宙科学館長と理科研究会長、そして教育長との懇談の中で、理科研究会と科学館の連携を推進していくことになりました。これまでのプラネタリウム番組委員会への委員推薦などで協力をしてきた経緯はございますが、より一層の連携を図るために、今回の教室も研究会の事業計画の中に位置付けて実施されました。</p> <p>連携の内容ですが、今回、理科研究会の教員7名が、はまぎんこども宇宙科学館の夏休み特別企画の教室に、おたすけ隊として協力し、テーマに沿った工作や実験観察を行い、子供たちの科学的な見方や考え方を深めました。</p> <p>次に、実施内容ですが、3日間にわたり、磁石で動くスライムなどをつくる活動や、化石や生き物の不思議について学ぶなど、3講座が行われました。</p> <p>実施後、参加した子供たちからは「いろいろな実験をやっておもしろかった。」「この時間でもっといろいろなことをやりたい。」など、大変意欲的な感想が聞かれました。</p> <p>科学館では、現役の小学校教員の教え方の工夫や、多様な実験の準備が大変参考になったとお話ししておりました。</p> <p>裏面でございます。理科研究会の教員は、子供の理解や科学の事象や体験で、興味・関心を高めるだけでなく、子供が何でだろうと自分で理由を考えてみることに働きかけることができたことの良さを、感じておりました。</p> <p>このように、大変充実した教室が実施されました。</p> <p>最後に、5の今後の展開ですが、教育委員会共催の理科研究会総会・講演会を科学館で開催したり、科学館の館長や職員に講演を依頼するなど、科学館と理科研究会の連携をさらに推進していきます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
今田委員長	所管課から説明が終わりました。何か御質問等ございましたらどうぞ。
西川委員	私は、これはすばらしい企画だと思っております。今やっているかどうかは分からないのですが、紅葉坂にある神奈川県青少年センターというところで、昔いろいろな実験をさせてくれたり、学校でできないものを行った経験があるのですが、こちらの方では、システムというのか、設備等は結構整っているのでしょうか。私もよく分からないので、教えてほしいのですが。
長谷川指導企画課長	科学館の方で場所も提供していただいて、ある程度、教材の一部を教員の方で持ってきたりするものもあると思いますけれども、かなり施設は充実していると思います。
西川委員	是非、今、理科離れの学校もいろいろあるのですが、横浜ではおかげ様で好きな子が多いと聞いております。こういうことが生活に結びつくのだとか、もっとやってみたいと言われるように、この機会を是非大事にさせていただきたいと思っております。

長島委員	<p>私の子供が小さい頃、はまぎんの前の時ですけれども、毎年のようによく連れて行きました。子供たちは実際に触れたりすることが大好きで、何よりも教職員と一緒にやっていたということ、子供たちはやはり身近な先生が参加してくれる、先生もやっているんだということが、どんなに励みになり、やはり行ってみようという気持ちを起こすかというのは、地域の行事などに表れてくると思うのです。子供たちが寄り集まって、先生も授業とは違い、思い切っているような器具を使ったり、設備を利用してできるという相乗効果がものすごくあると思います。ここだけではなく、積極的にいろいろな所と提携して、もっと教職員が子供たちのために違うステージで活躍できる場を進めていくのも、良いきっかけになると思います。私の子供もお世話になりました。</p>
間野委員	<p>今回参加された小学校の先生方はすばらしいのですけれども、サイエンスフロンティア高校の生徒たちを巻き込むことはできないでしょうか。これから中高一貫にしていきますので、その連続性の面でですとか、あるいはサイエンスフロンティア高校で学んだ生徒たちの、やはり市民への還元という観点からも、アシスタントでも何でもよいので、そういう仕組みがあると少し連続性が出てくるかなという気がしました。</p>
入内嶋指導部長	<p>サイエンスフロンティア高校では、地域に近い学校に出向いたり、また来てもらったりして、そういうこともやっておりますので、今頂いた御意見もまた参考にさせていただきます。</p>
間野委員	<p>よろしくお願いします。</p>
今田委員長	<p>報告していただいたのになんですけれども、このように、終わってから大分時間が経ってからの報告ではなく、こういうものをやっていきますよ、と事前にプロパガンダしていただいて、やり方についていろいろ議論するようにした方がよいと思います。7月20日に行ったものを今の時期にどうだこうだと言っても、やはり少し違う気がします。それは今の感覚で言うと、やはり教育委員会は時間的に遅いぞということになりますよね。素直な気持ちで言うと、ですから、こういうものを計画しているけれども何か良い知恵はないか、というように今後進めていくようにすると良いと思いますね。</p>
入内嶋指導部長	<p>分かりました。</p>
西川委員	<p>これは小学校を対象としているんですね。中学校にも広げるというのは難しいのでしょうか。様々な機材がありますし、教員ではない方から御指導をいただくことは、すごく新鮮に受け止めるのではないかと思いますので、今後、企画に盛られたら良いかなと感じました。</p>
坂本委員	<p>とても良いことで、皆さんがおっしゃったので、私も少し申し上げます。私ははまぎんがこういうことに役立っていることがすごくうれしいです。地域の、地銀の雄がこういうことをやるというのは、とてもうれしいことなのです。</p> <p>そしてやらせていただいたら、使った方から、使い勝手といいますか、どうせ良いことをされるならもう少し考えていただけないでしょうか、ですとか、ここがこうだったらもっと子供が喜ぶのですけれども、というように、注文を出してあ</p>

げたほうが、やはり相手の励みになるんですね。ただ器だけ借りて、器だけありがたいと言って返してしまうよりは。

銀行ですからお金に厳しく、言われてほしいと実践するわけではないでしょうけれども、やっている人は励みになりますし、そういうのがあると内部で改革や改造を行う時に、一つの応援になるんですね。ですから、そういう努力もなされたら、ということを申し上げます。

入内嶋指導部長

分かりました。

今田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次に議事日程に従い、要望審査に移ります。

受理番号6の要望書について、審査を行います。所管課から説明をお願いいたします。

伊東総務課長

総務課長の伊東です。よろしくお願いたします。

それでは、受理番号6につきまして、お手元の資料を御覧ください。教科書採択に当たっての投票方法についての改善の申し入れです。

要望項目の1点目は、採択方法は、無記名投票ではなく、教育委員の説明責任を明確にし、採択の透明性を担保する記名投票とすること。2点目は、教育委員は、教科書取扱審議会の答申を尊重すること。以上の2点でございます。

要望の理由として、8月1日の教育委員会定例会で行われた小学校教科書の採択には、重大な過誤、誤りがあったとし、誤りの第1は、無記名投票で行われたことであって、教科書の採択方法は、市民への説明責任が果たせ、納得が得られるものでなくてはならず、教育委員の責任と権限で採択するというならば、どの教科書を選んだのか堂々と市民に公表すべきとしています。

誤りの第2は、小学校理科、社会、音楽について、審議会答申の観点別評価点と異なる教科書を、理由を示すことなく採択したことであり、審議会答申は、教員の調査員報告を受けて作成されているもので、現場で実際に使う教員の意向が反映されており、教育委員がこれを尊重するのは当然であるとしています。

要望項目に対する所管課の考え方ですが、まず1点目の投票について、教育委員会会議の採決方法は、横浜市教育委員会会議規則第27条で、「採決の方法は挙手、記名投票、無記名投票の3種とし、委員会において適宜これを採用する。」と定めています。

教科書採択に当たっては、静ひつな採択環境を確保し、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者である教育委員会の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うという観点から、会議規則に基づき教育委員会において、採決方法を適宜決定するものと考えています。

また、本市教育委員会では、公開の会議の場で各委員が意見を表明し、十分な審議を行った上で投票を実施しており、開かれた採択に努めております。

次に2点目、答申の尊重について、平成27年度から30年度に小学校で使用する教科書は、横浜市教科書取扱審議会の答申を踏まえ、平成26年度横浜市教科書採択の基本方針に示した採択の観点に基づいて慎重に審議を行い、教育委員会の権限と責任において採択しました。

今後も、市立学校で使用する教科書については、関係法令等に基づき、公正かつ適正に採択を行ってまいります。

以上が、所管課の考え方です。御審議をお願いいたします。

今田委員長	<p>所管課から説明が終わりました。何か御意見等ございますか。 よろしいですか。御意見等がなければ、受理番号6の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>よろしいですか。それでは、承認いたします。 なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。 以上で、要望審査を終了いたします。 それでは、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。 会議の非公開についてお諮りします。教委第42号議案「学校運営協議会委員の任命について」、教委第43号議案「第31期横浜市社会教育委員の委嘱について」、教委第45号議案及び教委第46号議案「教職員の人事について」はいずれも人事案件のため、また教委第44号議案「貸金返還請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは、教委第42号議案から教委第46号までは、非公開といたします。 議事日程に従い、教委第41号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」、所管課から説明をお願いいたします。</p>
入内嶋指導部長	<p>それでは教委第41号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」、新規指定について御提案申し上げますので、御審議をどうぞよろしくお願い致します。詳しくは指導企画課長から御説明申し上げます。</p>
長谷川指導企画課長	<p>では、お手元の教委第41号議案にありますとおり、新規指定による設置を申請している学校について、御審議をお願いいたします。 ページをおめくりいただき、2ページ、3ページを御覧ください。提案理由は、学校運営協議会の設置等に関する規則第3条に基づいて、幸ヶ谷小学校他8校の新規指定をしたいためです。 指定する学校は、幸ヶ谷小学校、老松中学校、六ツ川中学校は六つ川小学校、六つ川西小学校、六つ川台小学校の小中一貫ブロックで設置いたします。それから南瀬谷小学校、汲沢中学校、荏田南小学校の、9校6協議会です。 指定日は平成26年10月1日で、平成29年3月31日までの指定となります。 ページをおめくりいただいて、4ページを御覧ください。学校運営協議会設置申請の概要でございます。 まず1の申請校数ですが、今回の9校6協議会を含めると、合計119校100協議会になります。 2の全体的な特徴等でございますが、5点あげさせていただきました。まず1点目は、地域の教育力を生かした学校運営を展開していく上で、どの学校も「まちとともに歩む学校づくり懇話会」から学校運営協議会に移行することで、学校運営に直接参画できる組織を目指しております。 2点目、3点目は組織体制です。幸ヶ谷小学校を除く5協議会は、協議会内に専門の部会や委員会を位置付け、関連組織の部会や委員会と連携し、学校運営を</p>

補佐していく組織となっております。

幸ヶ谷小学校運営協議会は、既に学校支援地域本部として機能している幸ヶ谷
共育倶楽部と連携し、学校運営に参画していく形となっております。

4点目は、六ツ川中学校ブロックですが、各学校の「まちとともに歩む学校づ
くり懇話会」を存続させ、学校評価等の充実を図っております。

5点目、幸ヶ谷小学校及び六ツ川中学校ブロックについては、文部科学省コミ
ュニティスクールの推進に係る研究校となっております。

なお、学校運営協議会の会則ですけれども、どの学校の会則も、これまでの設
置校同様、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に沿った
会則となっております。また今回は、全ての学校で、学校運営協議会の委員とし
て校長が入っております。

3の各校の申請概要につきまして、提出された申請書に沿って御説明をさせて
いただきます。

ページをおめくりいただき、6ページを御覧ください。幸ヶ谷小学校でござ
います。今回、申請書の学校運営協議会のねらいの特徴的な所を、こちらで下線
を引かせていただきました。

2の設置のねらいですが、持続可能な社会の担い手を育む教育、E S Dの考え
方を取り入れ、既存の学校支援地域本部である幸ヶ谷共育倶楽部や学校関係者評
価委員会としてのアセスメント委員会と連携し、地域拠点としてのコミュニティ
スクールを目指していくことをねらいとしております。

ページをおめくりいただき、9ページを御覧ください。続いて、老松中学校で
す。2の設置のねらいですが、学区が大変広く、保護者や地域住民等が、学校運
営へ一体となって参画していくために、ブロック内の小学校との連携や保護者・
地域のパイプ役となる学校・地域連携支援委員会との連携を図りながら、学校経
営の基盤づくりを進めていくことをねらいとしております。

またページをおめくりいただき、10ページを御覧ください。5の運営組織でご
ざいますが、協議会の中に学校評価、連携・広報、課題解決の部会を設け、学
校・地域連携支援委員会との連携を図りながら、学校運営に参画していく形の組
織となっております。

続いて、ページをおめくりいただき、12ページ、13ページを御覧ください。六
ツ川中学校の小中一貫ブロックでございます。2の運営協議会設置のねらいです
が、地域が一体となった小中連携が大きな特色で、ブロックを地域コミュニティ
の核と捉え、ブロック内の各学校が適切に学校運営を進め、教育活動の質の充実
を図るためには、客観性のある公正な学校評価を行うことが必要であり、そのた
めの組織づくりと運用をねらいとしております。

ページを2枚おめくりいただき、16ページを御覧ください。組織図になって
おります。運営組織ですけれども、組織図の下の方を御覧ください。各学校の
「まちとともに歩む学校づくり懇話会」を存続させながら機能させていく組織と
なっております。

続いて右のページ、17ページ、南瀬谷小学校です。2の設置のねらいですが、
地域の教育力を生かし、地域が参画する学校経営の基盤づくりを進め、開かれた
信頼される学校づくりにつなげていくことをねらいとしております。

また、ページを2枚おめくりいただき、20ページの運営組織を御覧ください。
運営協議会の中に3部会を設置し、関連部会と連携・協力していく形になってお
ります。

続いて右ページ、21ページ、汲沢中学校でございます。2の設置のねらいです
が、学区が戸塚区、泉区にまたがり、地域の連携も多岐にわたり、学校、家庭、

地域の連携・協働の在り方や役割などの視点での議論も一層必要な時期になってきているため、学校運営に直接参画できる組織を位置付けることで、学校、家庭、地域の更なる連携・協働を図っていくことをねらいとしております。

ページをまた2枚おめくりいただき、右のページ、25ページ、最後の荏田南小学校になります。2の設置のねらいですが、県立荏田高等学校を含め、学区内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校の交流活動が活発である中、地域の中核としての小学校の機能を一層充実させるために、学校運営協議会への移行が、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」で提案されたことを受け、設置により教育活動の一層の充実を図り、信頼される学校づくりにつなげていくことをねらいとしております。

ページをまた2枚おめくりいただいて、左側の28ページの運営組織を御覧ください。

運営協議会の中に、幼小中高地域部会、そして学習支援部会、生活安全支援部会を設置し、活動グループと連携・協力していく組織となっております。協議会メンバーにも、幼稚園、中学校、高等学校の校長が入っております。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。御質問等ございましたら、どうぞ。

坂本委員

何点かありますので、簡単にお答えいただければ結構です。まず1点目、この申請時期というのは、特に整理していないわけですね。どこでも申請が来たら、その時に決めていくわけですね。例えば何月何日にまで入った学校をまとめてやるとか、そういうことではないのですね。

長谷川指導企画課長

4月1日、それから7月1日、10月1日の3回を、指定月としています。

坂本委員

こんなにたくさん出てきたのは、今までで初めてのようになりますけれども、違いましたでしょうか。

長谷川指導企画課長

昨年度は10校です。

坂本委員

昨年は10校あったのですか、分かりました。たくさん出てくることは、大変良いことだと思います。

それで、協議会というのはまさにどの図でいっても、例えば7ページですと、幸ヶ谷小学校の運営協議会というのは、丸の四角の中ですよ。

長谷川指導企画課長

そうです。

坂本委員

普通、運営協議会の組織というと、この組織の運営をどうするかということを中心に話をするのです。私が教育委員になった当時は、むしろ組織のことが真ん中にどんとあって、その周辺に連携する組織がちょっとある、というような図が多かったのです。連携する組織が中へ入り込んでしまっていて、どこまでが運営協議会なのか、本当に連携が分からないというようなこともあって、そういう議論をした記憶があります。

これを見ますと、運営協議会の組織と書いてあるのですけれども、運営協議会は運営協議会って書いてあるだけで、周りの組織ばかり書いてあるんですね。連携組織なのですね。

ですから、そこが私には何か本質の部分が見えなくて、いろいろな所が関わってきてしまうかなと思えるのです。本当に、この本質の部分がどうやって行っていくのか、少し見えにくい図になっているように思います。運営協議会というのは、パターンがもう決まっているから、いちいちそういうことは書かなくても良いということなのではないでしょうか。

私としてはそうではなくて、やはり運営協議会自体にいろいろな個性や機能の仕方があっていいかと思えますので、そこを1点お聞きしたいのと、それから少し気になる用語を2つだけお聞きします。

1つは、13ページ。学校運営協議会設置のねらいというのがありますね。その下から4行目ですか。悪いことではないのですが、少し気になる表現ですからお聞きします。「適切に学校運営を進め、さらには一層の充実を図るためには、客観性のある公正な学校評価を行うことが必要であり、」と書いてあるのですが、これは一体何だろうと思いました。運営協議会が公正な学校評価を行う所なのではないでしょうか。又は、それで出た評価というの一体どういう価値があって、どういうものなのではないでしょうか。私は、この文字を読んでどきっとしました。

それからもう一つ、同じようなことですが、21ページ、やはり学校運営協議会の設置のねらいの所の下から3行目です。地域の教育力を生かした学校運営を展開していく上で、学校・家庭・地域をつなぐ役割を担い、という部分は良いと思うのです。けれども、学校運営に直接参画できる組織が必要であるというのですが、改めて、学校運営協議会というのは学校運営に直接参画するのでしょうか。私は少し違うのではないかと思います。

他にいろいろあるのですが、この2点が特に気が付きましたので、お答えいただきたいと思えます。

入内嶋指導部長

坂本委員から御指摘がございました1点目の組織図についてですが、私どもがモデル的に示しているものがこのような形になっておりまして、今頂いた御意見を、例えば幸ヶ谷小学校の学校運営協議会の中身といいますか、それが分かるような提示はしておりませんので、これは事務局の責任だと思うのです。従いまして、御指摘の点を少し研究させていただいて、今後に生かすということで御理解を頂けたらと思えますが、いかがでしょうか。

坂本委員

はい。申し上げたのは、目がくらんでしまうからなのです。どのような運営協議会ができたのか、こんなにたくさんいろいろな協議会があって、総花的でお祭りがあるのだなと思ってしまいますので、これで良ければいいのですが。周りを緩やかにすることで大事なことを拡散するということは、よくあることです。ですからそうならないように、なっていないかどうかだけ御検証ください。別にこの形をノーと言うわけではないのです。

入内嶋指導部長

分かりました。

長谷川指導企画課長

2点目の、先ほど六ツ川中ブロックの所の「客観性のある公正な学校評価」という点ですけれども、学校運営協議会の中で、学校評価についてもやはり話し合ったり意見をいただいたりという場がもちろん出てくるのですが、ここの学校は

特に、懇話会をそれぞれの学校で設置して、その中でも学校評価の場を設けているんですね。ここでの「客観性のある公正な」というのは、運営協議会の場においても、その懇話会から出ていたことと総合して、もう一度この場で御意見を頂くという形を取るということで、このような文言で書かれているのではと思っております。

坂本委員

ちょっとよろしいですか、1点申し上げても。学校は、校長が責任を持って運営しているんですね。それから、評価は教育委員会がきちんと管理しているわけですね。学校運営協議会でも、もちろん通常の言葉で言えば「評価」があるでしょう。例えば、あの学校は授業のやり方がまずいとか、それから組織が悪いとか、そういう評価というのはあって当然なのです。それをやるために学校運営協議会というのはあるのですけれども、客観的に評価が出てしまうと、その評価は一体何なのだろうかと思うのです。文書にした時に、例えば教育委員会はそれをどう処理するのでしょうか。校長はそれをどう受け取ったら良いのでしょうか。

きちんと議論されてこういう言葉が出てくるのに、これはこの協議会が勝手に出した言葉ですよ。

長谷川指導企画課長

そうです。申請書の中にありました。

坂本委員

熱意は買うんですけれども、やはり公的な機関ですから、冷静に考えた方が良いのではないかと思います。

長谷川指導企画課長

分かりました。その辺はまた学校とのやりとりの中で考えて、見直していくような形にしたいと思います。

坂本委員

評価が悪いと言っているのではないですよ。固有名詞で何とか評価というような言葉ができると、少し困るかなと思いたしたので。

長谷川指導企画課長

分かりました。

3点目です。21ページの「改めて学校運営に直接参画できる組織」ということなのですけれども、この学校もやはり「まちとともに歩む学校づくり懇話会」というのを設置していた経緯があります。懇話会の場合は、やはり学校の状況を説明して御意見を頂くレベルなのですけれども、今回、学校運営協議会に移行することで、協議会の場合は、より直接といいますか、校長や学校に対して意見を言える権利が一つあるところから、「一層の直接参画」という形でここでは書かれているのだと思います。

坂本委員

日本語の問題だと思いますけれども、意見を言うのは良いのです、当然のことですから。けれども参画というのは、企業でいえば経営に参画するということは、経営者になることですよ。それから、行政でいえば、行政のどこかにしっかり権利を持って入ることなのです。教育委員会は参画しています。けれども、例えばある審議会は参画とは違いますよね。意見を聞いているわけですよ。ですから、そういう辺りでどうなのでしょう。

これは私だけの考えかもしれませんが、他の方の意見も聞いていただきたいと思っております。

長谷川指導企
画課長

また、学校とやりとりをしていきたいと思います。

今田委員長

では私も一言。坂本委員とは少し意見が違う所がありまして、最初の運営協議会の組織図の関係で運営を行うことは良いと思います。その組織図の中に、例えば7ページで、運営協議会がその学校に何を言い、あるいは教育委員会に何を言うかが矢印で入っています。ここに運営協議会の役割が表現されています。会則の中ではそれを文章でいろいろと書いてあるわけで、この表そのものは、必要なことが分かりやすく書かれているのではないかと、私は理解をしております。

それからもう一点、客観性のある云々というのは、言葉の捉え方としてどうでしょうか。それから次の直接参画するということになるかも知れませんが、学校運営協議会は「まちとともに歩む学校づくり懇話会」とは違って学校の運営にいわゆる意見も言えますし、それから運営方針についても、承認する権利が留保されています。そこに参画という言葉が入るのは少し強過ぎるのかもしれませんが、今までの私の認識でいけば、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や学校評議員では十分に担保できないものでした。そして、学校運営協議会が場合によっては人事についてもその意見を言えるということで、法律の中でできたものなのです。そういう意味でいくと、それは直接参画できる組織だと言っても、そんなに齟齬はないのではないのでしょうか。国語力の問題なのかもしれませんが、いずれにしても運営協議会は今までよりも学校の運営にかなりいろいろ加わって、地域の力を凝集していくものだと思っています。参画と参加といった言葉については、後でもう一遍見た方が良くも分かりません。また法律ではどんなふうに書いているのか分かりませんが、そういうふうには私は思いました。

皆さん何か他に意見があればどうぞ。

坂本委員

ちょっとよろしいですか。委員になった時、ものすごく異様なことだと思ってずっと引っかかっているのですが、私が考えているのは、町の人に意見を言わせないとか、そういうことではなくて、今一番大事なものは、校長が自信を持って自分の学校を運営していくことだと思っております。これを何とかしないと駄目ではないかと思っていますので。

それで今までは、どちらかという教育委員会が非常に強かったもので、どうしても教育委員会頼みといいますか、教育委員会の指示待ちといいますか、そういうことがあって、それで今、一生懸命、教育委員会は基本計画などに校長のリーダーシップについて書いているわけです。

それはそれで良いのですが、私はそれが悪いと言っているわけではないのです。いくら意見を言ってもいいんです。けれども、校長が自信を持って自分の学校を運営していく土壌が、校長の方から壊れないように、ここを考えているのです。ですから、学校運営協議会が邪魔だという意味は全然なくて、どんどんやったら良いと思うのですが、むしろ校長がそれに対応するだけしっかりとしていけないといけないので、そのバランスを少し心配しました。そういう意味です。言葉にこだわっていたわけではありません。

長谷川指導企
画課長

学校運営への参画ということなんですけれども、法律の趣旨を説明した文部科学省通知の中で、「学校運営に参画する」という言葉がやはり書かれております。

坂本委員	あるのですね、分かりました。
今田委員長	<p>校長が自信を持ってやっていき、併せて、地域の力を借りながら自分が一緒に学んでいくというような要素が必要です。</p> <p>同時に、やはり運営協議会の中ではかなり強過ぎる人がいるのも事実で、そういう意味で、今坂本委員がおっしゃったような部分も忘れないでやっていくことが大事だと思います。校長よりも主張が強過ぎるような場合が現場の中にあるように感じられたので、坂本委員は校長と学校運営協議会のバランスなどを危惧されたのだらうと思いました。</p>
西川委員	<p>今の運営組織図の中で、坂本委員が苦慮されることはすごくあると思います。例えば、校長はずっとそこにいらっしゃるわけではなく、何年かで転勤なさいますよね。そうすると、学校の地域の実態をよく御存じなのは、地域の方たちだと思うのです。ですので、その辺のバランスというのでしょうか、あくまでも学校経営がうまくいくように協力していただくとか、そのための意見をいただくことなのだと思います。</p> <p>ですから、人事が入ったのはすごく怖いことなのですが、どの辺までがどうなのか、まだ具体的に分からない所もあります。参考にこういうことがありますよ、などと御意見を言っていただいてうまくコミュニケーションをとることで、学校経営にそれを生かしていくようなものですよ。</p> <p>ですから、地域の方が言ったからその通りになるとか、言ったけれども何もならないではないかということはないんですよ。</p> <p>御意見をいただいて、あくまでも校長自身が学校経営をする時の参考にするというような形でよろしいんですか。</p>
長谷川指導企画課長	<p>やはり校長が替わると、学校経営にその校長のカラーが出てくると思います。地域の学校運営協議会のメンバーの方たちが、今までずっと引き継いできた地域の財や人も含めて引き続き学校をバックアップする、学校を応援していくという姿勢で、校長と連携しながら盛り立てていただく組織であると思っています。</p>
西川委員	<p>坂本委員がすごく心配されていたのは、今回は全部、校長が参加され、組織の中に入られますよね。以前、校長が入らない所があり、そちらはそちらで意見が入りにくいという心配があるのではないかという危惧があったのですが、今回は全部に校長が入られて、ましてや荏田南小学校では幼小中に高まで入るということで、すばらしいと思うのですが、あくまでもそのスタンスをきちんと持っていないと揺れてしまうと思います。私のようにおとなしい方ではなく、すごく強い方に言われてしまってこうなってしまった、というのではなく、やはり校長が考えている学校経営の在り方があると思いますので、それにうまく協力していただけるような体制がきちんとしていたらすばらしいと思います。</p>
長谷川指導企画課長	<p>学校長もこれからは委員に入ることのでやりとりをしております、そういう方向で進めていきたいと思っています。</p>
今田委員長	よろしいですか。どうぞ。
長島委員	<p>地域や現場でいろいろな仲間と今まで協力してきた中で、やはりこういうものに携わる地域や保護者、企業であるとか関連団体が、学校との立場をきちんと意</p>

識しているかどうかというところが大事だと思うのです。協力していただく方は、自分たちの町の学校や子供たちをどうにかしたい、学校を良くしたいと思っているのは、皆同じだと思うんです。ただその思いの強さとか、できること・できないことの住み分けがそれぞれありますので、それをお互いに理解し合ってつくり上げていくのがこの運営協議会だと思うのです。

坂本委員が気になさった人事の問題で、あの人を辞めさせろとか、この人に替えろとか、そんなことを思ったとしてもやたらに口に出すことができない方々が、普通は参画していくのだろうと思うのですが、やはりそうではないことが生まれることも考えると、御意見を信用して、認めた後のケアがやはり大事だと思っています。

ですので、お互いがそれぞれの地域の特性を生かした幼小保や中高などの連携であるとか、一中何小だとかのそれぞれの特色を生かしながら良いものをつくっているけれども、井の中の蛙ということも一つあるかもしれません。その時に、ただ交流会をするだけではなく、やはりこちらの事務局が、常に両者が良い関係を持っているかを見ていく立場を失ってはいけないのではないかと思います。つくりなさい、やめなさいというだけではないものが大事なのではないかと思います。

立ち上げた後、機能していない所も多分あると思います。せつかく4つの事務所があって、機能しやすい状況をつくっているわけですから、そのところをケアできるようにしていただきたいと思います。

長谷川指導企画課長

ありがとうございます。設置後の支援という面では、4方面を含めてきめ細かな対応をまた考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

入内嶋指導部長

補足でよろしいですか。

今田教育長

どうぞ。

入内嶋指導部長

今、長島委員がおっしゃったように、学校担当指導主事は、学校運営協議会に年4回など必ずといって良いほど参加してくれています。従いまして、今、課長からお話をさせていただきましたように、4方面の所長もおりますけれども、今頂いた御意見を参考にして、学校運営形態の有り様がより良いものになるよう、今後とも支援していくことを考えたいと思っております。

今田委員長

1つ質問ですけれども、後ろに4人の所長がおられるのですが、協議会の所管は指導部長のところですか。

入内嶋指導部長

はい。

今田委員長

そうしますと、今回の設置についてオーケーをとるまでの話と、今お話があった、あそこの協議会がうまくいっているのかどうなのか、といった状況把握などの話は、委員会ではなくて現場へ行けば、方面別の方が情報は入りますよね。そういう状況で、方面別が情報を確保するようになっているのですか。それとも、情報は全てこちらの関内で、となっているのですか。

入内嶋指導部長 方面でも状況把握をしていますが、私どもの所には学校運営協議会の担当の指導主事がおります。その担当の指導主事が、横断的業務を行う中で、方面での学校運営協議会の担当者との意見交換をしたり、今こういうことが課題になっているとか、今後こうしようといった情報交換をしているところでございます。

今田委員長 分かりました。御苦労さまです。
教育長、何かありますか。よろしいですか。
それでは、御意見がなければ、いろいろ質問等ございましたけれども、教委第41号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。御苦労さまでした。
以上で、公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。
事務局から何か報告事項はありますか。

伊東総務課長 9月17日、1団体から教科書採択における採決方法に関する要望書が提出されました。この要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。
次回の教育委員会定例会は10月3日金曜日の午前10時から開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、10月3日金曜日の午前10時に開催する予定です。別途通知しますので、御確認ください。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第42号議案「学校運営協議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第43号議案「第31期横浜市社会教育委員の委嘱について」
(原案のとおり承認)

教委第44号議案「貸金返還請求事件に係る訴えの提起に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第45号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第46号議案「教職員の人事について」

今田委員長

(原案のとおり承認)

本日の案件は以上です。
これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時47分]